

水濁法政令市一覧

平成26年4月1日時点

都道府県	水濁法政令市							
北海道	札幌市	函館市	旭川市					
青森県	青森市	八戸市						
岩手県	盛岡市							
宮城県	仙台市							
秋田県	秋田市							
山形県	山形市							
福島県	福島市	郡山市	いわき市					
茨城県	水戸市	つくば市						
栃木県	宇都宮市							
群馬県	前橋市	高崎市	伊勢崎市	太田市				
埼玉県	さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	所沢市	春日部市	草加市	
	越谷市							
千葉県	千葉市	市川市	船橋市	松戸市	柏市	市原市		
東京都	八王子市	町田市						
神奈川県	横浜市	川崎市	横須賀市	平塚市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	
	相模原市	厚木市	大和市					
新潟県	新潟市	長岡市	上越市					
富山県	富山市							
石川県	金沢市							
福井県	福井市							
山梨県	甲府市							
長野県	長野市	松本市						
岐阜県	岐阜市							
静岡県	静岡市	浜松市	沼津市	富士市				
愛知県	名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	春日井市	豊田市		
三重県	四日市市							
滋賀県	大津市							
京都府	京都市							
大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	
	茨木市	八尾市	寝屋川市	東大阪市				
兵庫県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	加古川市	宝塚市	
奈良県	奈良市							
和歌山県	和歌山市							
鳥取県	鳥取市							
島根県	松江市							
岡山県	岡山市	倉敷市						
広島県	広島市	呉市	福山市					
山口県	下関市							
徳島県	徳島市							
香川県	高松市							
愛媛県	松山市							
高知県	高知市							
福岡県	北九州市	福岡市	久留米市					
佐賀県	佐賀市							
長崎県	長崎市	佐世保市						
熊本県	熊本市							
大分県	大分市							
宮崎県	宮崎市							
鹿児島県	鹿児島市							
沖縄県	那覇市							

※水濁法第28条の規定に基づく政令市であっても、実際には水濁法の事務を行っていない場合があります。詳しくは関係地方公共団体にご確認ください。